



十三漁業協同組合内共第10号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第10号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（ふな及びわかさぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、たも網の場合には遊漁対象水産動物、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は第1項の規定による申請があったときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄の漁具・漁法による遊漁は、右欄の規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規 模
た も 網	網口径 1メートル以下のもの

(漁業の方法等)

第4条 次の表の魚種、漁具・漁法、区域、期間で遊漁しなければならない。

魚 種	漁具・漁法	区 域	期 間
ふ な	手釣、竿釣、たも網	この規則第5条に規定する禁止区域及び青森県が市浦地区広域型増殖場内で実施する増殖事業を妨げてはならない。	制限なし
わかさぎ	手釣、竿釣、たも網	同 上	9月1日から翌年3月15日まで及び4月21日から6月20日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、それぞれ右欄の期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
前潟とセバト沼を連結する水路	周 年
セバト沼と明神沼を連結する水路	同 上



(全長制限)

第6条 次の表の左欄の魚種については、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

名 称	全 長
ふ な	10センチメートル
わ か さ ぎ	7センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

(1) 十三漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
ふ な	手釣、竿釣、たも網	1 日	400円
わ か さ ぎ		1 年	3,000円

ただし、遊漁の場合において、漁場監視員に納付するときは、50円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、二分の一の額とする。

2 納付の方法は、次のとおりとする。

(1) 十三漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ十三漁業協同組合事務所（五所川原市十三羽黒崎133番地）並びに琴湖園（五所川原市十三五月女菴2番地2）に納付することとする。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

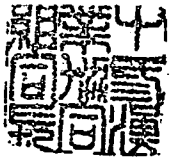
第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 4 漁場監視員の要求があった場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

(県内共通遊漁の承認証等に関する事項)

第9条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、次の表の1年当たりの遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚 種	遊漁の方法	遊 漁 料
全 魚 種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます（蔦沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	15,000円
溪 流 魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます（蔦沼のみ）、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	8,000円



- 2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
青森県内水面漁業協同組合連合会（十和田市元町東四丁目1番地15号）
- 3 第2項の遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。
- 4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
- 5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反した者については、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁業監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 - 4 遊漁者は、産卵場として組合が指定する区域内において川底をかくはんしてはならない。
 - 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(漁場監視員)

- 第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

- 第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。



遊 漁 承 認 証

(表)

(裏)

No.	
遊 漁 承 認 証	
下記の通り遊漁を承認します。	
記	
住所	
遊漁者	
氏名	(年令)
承認期間	
魚 種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
発 行 者	十三漁業協同組合 印

注 意 事 項
1. 本証を携帯しなければ遊漁をすることができません。
2. 本証は他人に貸与してはいけません。
3. 漁場監視員の要求があったときは本証を提示しなければなりません。
4. 遊漁者は適当な距離を保ち、他の者に迷惑になるような行為をしないこと。
5. 遊漁者はみだりに川底、又は沼底をかくはんしてはいけません。
6. ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は、再放流してはいけません。



別記様式第2号

<表>

(全魚種券)

西曆 (平成 年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名		年令 歳
住所		
全魚種	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚 種 全魚種 ●遊漁料 15,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

(溪流魚券)

西曆 (平成 年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名		年令 歳
住所		
溪流魚	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚 種 溪流魚 ●遊漁料 8,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 印 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・溪流魚券共通)

・県内共通遊漁承認証の種類

	全魚種券	溪流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス(産卵のみ)、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ	左記種類からアユのみを除く
遊漁料金	15,000円	8,000円
券種と遊漁期間	1月1日から12月31日までの年券のみ(魚種ごとの遊漁期間は青森県内水面漁業協同組合規約による)	
遊漁区域	青森県内の河川湖沼(十和田湖、大森子川、大森湖、大森川、大森川上流三手漁協管内及び平川(平川内水面漁協管内)を除く。また、県内水面漁業協同組合規約や各漁協の遊漁規則で定められた遊漁禁止区域を除く。)	
漁具・漁法	手釣、竿釣	

- ・共通遊漁承認証は、漁協主催の大会等の特別イベントにのみ適用できません。
- ・共通遊漁承認証は、記名された本人以外には使用できません。また、他人に貸与、譲渡することはできません。
- ・その他、詳しいことは「遊漁手冊」を参照下さい。



別記様式第3号

漁場監視員証

(表)

(裏)

No.	
遊漁監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。	
記	
氏名	(年令)
住所	
有効期間	
発行者	十三漁業協同組合 印

1. 漁場監視の際は必ず本証を携帯すること。
2. 本証は他人に貸与してはいけません。
3. 監視員は、規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。
4. 違反者を発見したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命ずるとともに、このことを組合長に報告すること。
5. 「ナメ流し」については、特に厳重に監視すること。